

事務事業名	生活支援体制整備事業費		所管部課	健康福祉部	高齢福祉課	
事業目的	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築の実現を目指す。単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しているため、地域の自助・互助を最大限に活用しながら、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。					
事業概要	H28年度:第1層生活支援コーディネーターの配置と、第1層協議体の設置 H29年度:各地区での勉強会開催を経て、第2層協議体を設置 下野市生活実態把握調査の実施と、結果報告会の開催 H30年度:第2層協議体活動の本格実施と、第2層コーディネーターの配置 生活実態把握調査の継続実施による、地域課題の把握 H31年度:第2層コーディネーター活動の本格実施					
総合計画での位置付け	1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり	重点事業区分	5 誰もが安心して暮らせるまちづくり	4 保険・年金事業の充実	類型区分 I (積極的推進)	
事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ソフト事業	市裁量の有無 裁量なし	
根拠法令等	介護保険法					
補助団体	—					
年度別	事業計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	事業費	★事業開始 ①第1層生活支援コーディネーター配置②生活支援体制整備事業準備委員会設置③第1層協議体設置④地域ケア会議開催	①第1層協議体会議開催②第2層協議体設置③地域支え合い講演会開催④地域ケア会議開催	①第2層協議体活動の本格実施②第2層生活支援コーディネーター配置③生活支援コーディネーター活動支援④市民向け講演会開催⑤地域ケア会議開催	①第1層及び第2層生活支援コーディネーターの定期的情報交換②第1層及び第2層協議体会議開催③生活支援コーディネーター活動支援④市民向け講演会開催⑤地域ケア会議開催	①第1層及び第2層生活支援コーディネーターの定期的情報交換②第1層及び第2層協議体会議開催③生活支援コーディネーター活動支援④市民向け講演会開催⑤地域ケア会議開催
事業内容	対象年度内	・報償費(第1層協議体)(地域ケア推進会議) :543千円 ・普通旅費(生活支援体制整備事業研修会等) : 24千円 ・消耗品(事務用品代) : 30千円 ・食糧費(第1層協議体・地域ケア推進会議飲物) : 19千円 ・委託料(第1層SC(専任職員)・2層SC人件費)(事務費)(活動費):9,997千円				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	>過年度実績 ①第1層SCの選出 ②下野市の生活圏域毎の地域特性を見える化し、市民へ啓発活動を実施 ③社会福祉協議会との連携 ④困りごとのニーズ把握のための実態把握調査(平成29年度:1,055人回収) ⑤第2層協議体開始 ⑥サロン運営者意見交換会の開催 ⑦SC及び協議体によるサロンの見学と参加者及び運営者のニーズ把握(H30年度) ⑧平成30年度市民啓発事業の開催 >実施内容の詳細 ①第2層協議体活動の本格実施 ②第2層生活支援コーディネーター配置 >今後の展開 ①社会福祉協議会と連携しながら事業を進めて行く必要がある。 ②自治会に出向いての市民啓発活動を充実させる必要がある。 ③高齢者サロンの増設 ④担い手養成講座の開催 >他事業との連携 ①庁内各課とも生活支援に関係する事業については連携 ②地域ケア個別会議から地域課題を整理し、新たな資源開発を検討 ③認知症の方と家族のニーズを把握し、新たな社会資源の検討を行う。					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	社会経済情勢の変化等に適合し、その課題解決に効果がある	
	C		なし	公共関与の妥当性がある 第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性があり、意図する結果につながる	
				<input checked="" type="checkbox"/> 市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
平成27年度の介護保険制度改正により、介護予防給付の一部である介護予防訪問介護及び通所介護については、市が地域の実情に応じた取組を行うことができる「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行されることとなり、ボランティアなど地域の多様な主体を活用しながら、高齢者を支援していくこととなりました。地域包括ケアシステムの一部である、生活支援・介護予防サービスの提供体制において、本市独自のものを構築していく本事業は、国の介護保険制度に沿って実施するものであります。以上のことから、必要性をAとしました。					
緊急性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	市民サービスの維持・向上に寄与する	
	C		なし	事業の休廃止(実施しない場合)の影響が大きい 本事業以外の解決策が見当たらない	
				<input checked="" type="checkbox"/> 市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
全国的に進行する少子高齢化に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年度には、高齢者に対する割合が、現在の「7人に1人」から「5人に1人」に上昇することが見込まれており、将来の市民一人ひとりの負担が増えることが推察され、介護保険制度の持続可能性を高めるためにも、軽度な介護を必要とする方への支援体制を構築し、介護予防を進めようとする本事業の緊急性は高いと考えます。また、独居老人や老夫婦等の高齢者のみ世帯が増加している状況もあり、地域における支援サービス提供の体制構築は、喫緊の課題と言えます。以上のことから、緊急性をAとしました。					
効率性	A	○	3以上	ソフト事業(要件:7項目)	
	B		1以上	ハード事業(要件:3項目)	
	C		なし	事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する 民間委託を実施する 受益機会・費用負担割合等が公平公正であり適正である 市民との協働で事業を実施している。あるいは実施できる 他自治体で実施されている水準と比較して適切である 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である	
本事業は、「市民力で支える超高齢社会」に向けて、地域の自助・互助を最大限に活用する支援体制構築を図っており、ボランティアや民間企業も含めた地域における連携強化を推進しています。庁内においても、生涯学習文化課との連携により公民館講座に組み込み、広く市民啓発を図るとともに、地域の最も重要なコミュニティである自治会における啓発や協力要請を実施するなど、効率性は高いと考えます。以上のことから、効率性をAとしました。					

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止

平成30年度

下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業番号

82

事務事業名	生活支援体制整備事業費	所管部課	健康福祉部	高齢福祉課
-------	-------------	------	-------	-------

## 【事業内容】

- (1) 第1層（市全体）生活支援コーディネーター（SC）の選出
- (2) 下野市の生活圏域毎の地域特性を見える化作業の実施
- (3) 社会福祉協議会との連携
- (4) 困りごとのニーズ把握のための実態把握調査（平成29年度：1,055人回収）
- (5) 第2層（旧町圏域）協議体開始（H29年度から開始）
- (6) 高齢者サロン運営者意見交換会の開催  
高齢者の居場所と交流の場、介護予防の場になる高齢者サロンは、地域の高齢者等のボランティアが運営している。参加者もボランティアも介護予防活動や生きがい活動につながるため、高齢者サロンを運営している方の意見交換会を開催した。
- (7) SC及び第2層協議体による高齢者サロンの見学と参加者及び運営者のニーズ把握（H30年度）
- (8) 市民啓発事業を開催（H30年度実施状況）
  - ・市民講座…8/4「豊かな老後を目指して」を開催。（参加者：126名）
  - ・公民館と連携事業…○6月：国分寺公民館において「市民で支え合う超高齢社会」5回シリーズで開催（参加者延数：116名）
  - その他  
石橋公民館：3講座、南河内東公民館：2講座、国分寺公民館：1講座開催

## ➤過年度実績

- (1) 第1層SCの選出  
平成28年度開始した事業を、地域住民の支え合いや助け合いをどのように進めて行くかを考え、新たな社会資源開発のためには、市民目線が大切と考え、市民からSCを選出した。
- (2) 下野市の生活圏域毎の地域特性を見える化し、市民へ啓発活動を実施
  - ①自治会毎の高齢化率や独居高齢者、高齢者のみ世帯、高齢者サロン開設、老人クラブ設置個所等を自治会地図に記入し、自治会長会議、民生委員会議、その他で説明し、啓発した。
  - ②地域包括ケアシステムの構築について、市民に理解し、協力して頂く必要性が高いことから、平成29年度から公民館講座と連携し、「市民力で支える超高齢社会」と題し講座で説明した。また広く市民啓発するため、三地区において、「支え合いについて考える勉強会」を3日シリーズで開催した。
- (3) 社会福祉協議会との連携  
平成29年5月からは、地域福祉活動の専門家であり、この事業に深く関係する社会福祉協議会との連絡会議を毎月開催し、課題確認、方針の共有化等を協議し、第2層協議体へも参加。

#### (4) 困りごとのニーズを把握のための実態把握調査（平成29年度：1,055回収）

平成29年度、自治医科大学看護学部と相談し、大学（研究事業）と共催事業で実施することとし、役割分担をしながら実施し、調査実施自治会には結果報告会開催。そこから、高齢者サロン開設につながっている。

#### (5) 第2層協議体開始

平成29年9月から、旧町単位を第2層協議体とし、活動を開始した。（毎月開催）

### ➤実施内容の詳細

#### (1) 第2層協議体活動の本格実施

第2層協議体会議を継続・発展させるため、各協議体に行政職員及び地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員が参加し、生活支援コーディネーターと連携しながら、第2層協議体圏域の中での生活課題とその課題解決について、市民が取り組める見守りや支援について話し合いを深めている。

#### (2) 第2層生活支援コーディネーター配置

第2層生活支援コーディネーターの選出方法については、第1層生活支援コーディネーターや社会福祉協議会等関係機関及び第2層協議体の参加者等と適切な人材について協議している。

### ➤今後の展開

- ①地域福活動の専門家である社会福祉協議会と連携しながら事業を進めて行く必要がある。
- ②市民に地域の支え合い・助け合いの必要性を理解してもらうために、自治会に出向いての市民啓発活動を充実させる必要があると考えている。
- ③高齢者の介護予防に重点を置く必要性が高いことから、高齢者の居場所と交流の場、介護予防の場になる、高齢者サロンの増設に向けて、自治会やボランティア団体、地域包括支援センター、協議体と連携しながら活動をすすめていく。
- ④担い手養成講座を開催し、サロン運営の担い手や、訪問による支援の担い手の養成講座を開催していく。

### ➤他事業との連携

- ・庁内各課と生活支援に関係する事業については、連携していく必要がある。
- ・地域ケア個別会議から地域課題を整理し、新たな資源開発を創出するため検討していく必要がある。
- ・認知症の方や認知症の家族会が集うオレンジカフェに、SCや協議体メンバーも参加し交流しながら、認知症家族の生活支援実態とニーズを把握し、新たな社会資源の検討を行う。

### ➤その他



# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul>

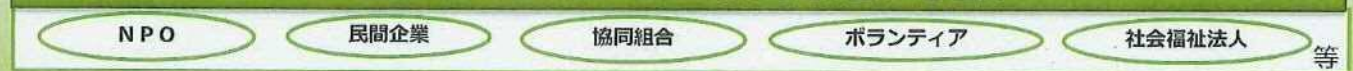
エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
  - ② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



- ※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

## コーディネーターの目的・役割等について

### 設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

### 役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** ……第2層

### 配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

### 資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。



## 協議体の目的・役割等について

### 設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置**することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

### 役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

### 設置主体

**設置主体は市町村**であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

### 構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
  - コーディネーター
  - 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)
- ※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

44

## 「コーディネーター」及び「協議体」設置・運営に係るフロー(例)

「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域(日常生活圏域・第2層)において協議体を立ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す。

